公　募　公　告

下記のとおり公募に付します。

記

１　公募に付する事項

（１）件名　 食堂の営業

（２）履行場所　 浜松市中央区中央一丁目12番４号　浜松合同庁舎

（３）履行期間　 令和７年９月１日から令和12年３月31日まで（一度に限り５年を超えない範囲において更新可とする。）

（４）募集業者数　１業者

２　公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

（１）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別な理由がある場合に該当する。

（２）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

（３）経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者

であること。

（４）申請時から過去５年以内に、保健所から衛生管理面での指摘を受けてないか、又は指摘事項があった場合

には、適正な改善措置が図られていること。

（５）各省各庁から指名停止等を受けていない者であること。

（６）営業開始日までに保健所による営業許可を取得できること。

（７）その他公募説明書等に記載する条件を満たす者であること。

３　公募説明書等の交付

（１）交付期間　公告日から令和７年２月18日（火）までの午前10時から午後４時までとする。

ただし、「行政機関の休日に関する法律」に定める日及び正午から午後１時までを除く。

（２）交付場所　①名古屋国税総合庁舎４階　厚生課事務室

②浜松西税務署（浜松合同庁舎）３階　総務課事務室

４　企画提案書等の受付

（１）受付期間　令和７年２月19日（水）から同年２月26日（水）までの午前10時から午後４時までとする。ただし、「行政機関の休日に関する法律」に定める日及び正午から午後１時までを除く。

（２）受付場所　①名古屋国税総合庁舎４階　厚生課事務室

　　　　　　　　②浜松西税務署（浜松合同庁舎）３階　総務課事務室

５　問い合わせ先

（１）名古屋国税局　総務部厚生課　厚生専門官　内田　美穂

名古屋市中区三の丸三丁目３番２号　電話　052-951-3511（内線3712）

（２）浜松西税務署　総務課　庁舎管理係　係長　杉山　太都

　　　浜松市中央区中央一丁目12番４号　電話　053-555-7111（内線2011）

　　　　　　　　以上公告する。

令和７年２月３日

契約担当官

名古屋国税局総務部次長　　　　新實　亮